協議会の愛称・シンボルマークについて

斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会

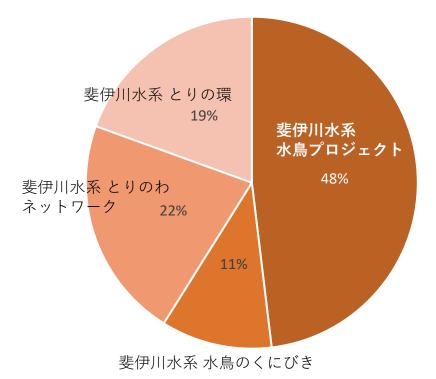
1. 投票結果等について

1-1. 一般投票 開催概要

	方法 1 : 公共施設への投票用紙設置・ ウェブサイトへの誘導	方法2: 圏域の小学校へのアプローチ
対象	・斐伊川水系2県6市2町の在住者や在勤・在学者・関心のある方	・大型水鳥を活用した環境学習を進めている、 出雲市、雲南市の小学校3校
チラシの 設置・配布	以下の施設等にチラシ・投票箱を設置 ・本協議会の関係団体や関連施設 ・本協議会委員やワーキングメンバーより紹介のあった団体 や関連施設	・ホームルーム等でチラシ兼投票用紙を配布・チラシを自宅に持ち帰り、ご家族で投票いただくことを 想定し、保護者あての添え文とあわせて配布。
広報	・国や圏域の2県、6市町のウェブサイトや広報誌において、 投票イベントの開催を広報 ・山陰中央新報の情報欄への掲載 ・その他、ワーキングメンバー等のSNSやDMによる広報協力	_
投票期間	・約1か月間(2022年月1月17日~2月18日)	・投票期間前に規定人数分を送付。 (1月17日~21日の間に各学校の担当者に確認し、児童への配 布を確認)

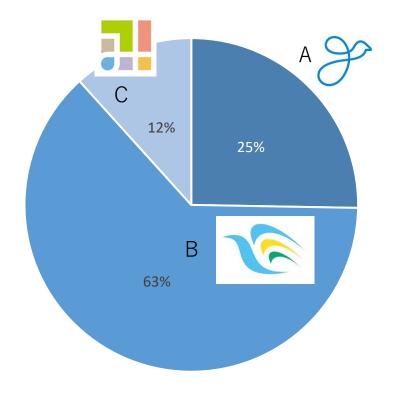
1-2. 投票結果

- ◆総投票数 787票 ◇WEB投票による 約23% 投票用紙への記入による 約77% ◇斐伊川6市2町からの投票 約88% それ以外(地域外、または不明) 約12%
- (1) 愛称の投票結果(有効票数:786)
 - 斐伊川水系 水鳥プロジェクト
 - 斐伊川水系 水鳥のくにびき
 - 斐伊川水系 とりのわネットワーク
 - ■斐伊川水系とりの環

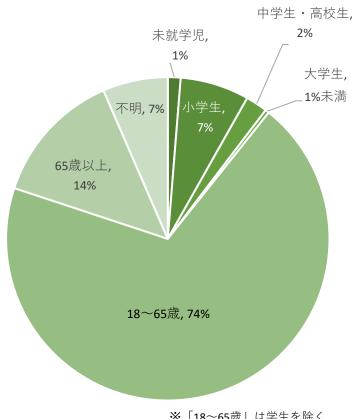


(2) シンボルマークの投票結果(有効票数:787)

- A: 水を連想させる青の柔らかいラインで、はばたく水鳥
- ■B:幸・平和を感じさせる鳥の羽は、水鳥・水辺の「ミ」
- ■C: 自然から連想した色彩で形づくる、水鳥・水辺の「み」



(3) 投票者に関する情報 - 投票者の年齢



※「18~65歳」は学生を除く

(4) 意見・感想(自由回答)

一部は、斐伊川水系生態系ネットワークのウェブサイトに掲示した。 (投票期間中、1月末と投票終了後2月20日に更新)

投票の理由についてのコメント(愛称)

- 斐伊川水系 水鳥プロジェクトがよいです。説明が必要なく誰でもわかる。(出雲市、60代)
- 愛称はシンプルでカタカナ語よりもひらがなの方が良いなと思い選びました。(「斐伊川水」 系 水鳥のくにびき」に投票、出雲市、40代)
- 青色のラインでできた鳥が愛称の"ネットワーク"ともよく合いそうだったから。(シンボル マークはAに、愛称は「斐伊川水系 とりのわネットワーク」に投票、安来市、20代)
- ・「共に生きる」というキーワードから、「環」を連想しました。(「斐伊川水系 とりの環」に投 票、雲南市、30代)

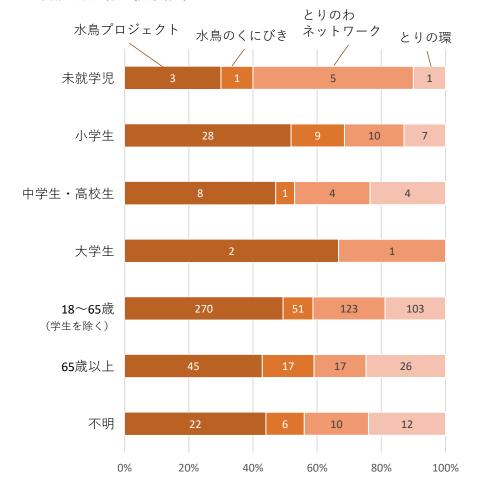
投票の理由についてのコメント(シンボルマーク)

- シンボルマークの柔らかいラインと相性がマッチしている。(Aに投票、40代、出雲市)
- とても分かりやすいし、コロナ禍で幸や平和がなかったけど、この鳥を見ると幸や平和が 感じられるので選びました。(Bに投票、10代、雲南市)
- 子供達が 楽しんで書く事が出来るマークに投票します。自然学習等で思い思いのカラー リングを楽しむのも楽しいと思います 面積の求め方等数学的にも楽しいマークです。(C に投票、60代、雲南市)

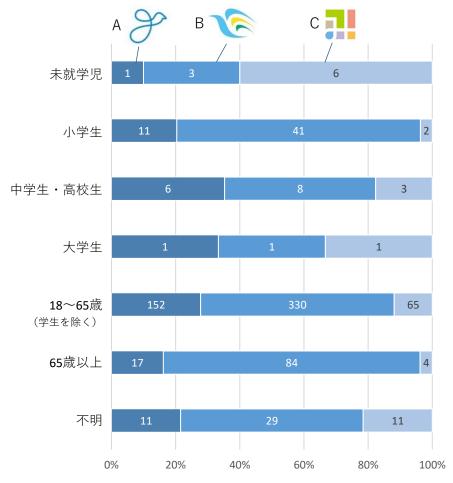
その他の意見、感想

- 未来の子供たちにも斐伊川周辺の環境を残していきたいです。(松江市、50代)
- 島根県だけでなく、全国、(渡り鳥もいるので)世界中の多くの方に知ってもらえるとよいで すね。(安来市、30代)
- 活動が活発になるといいですね。(出雲市、50代)
- コロナ禍にめげずにがんばれ!(雲南市、60代)
- 幼少の頃より斐伊川に親しみ、水遊びや小魚、小エビ取り、土手の草花に親しんで育ち ましたので、この企画に心から賛同と応援を致します。(米子市、70代)
- 私の通っている学校では「生態学基礎」という授業で生態系のことについてや、SDGsにつ いて考えることがあるので、ちょうどいいなと思いました。(飯南町、10代)
- とてもいいと思います。僕もいき物が好きなのでがんばってください。(松江市、小3)

(5) 年齢別、愛称の投票結果



(6) 年齢別、シンボルマークの投票結果



地域振興ワーキングでの協議の結果

◆投票結果に従い、得票数の多い順に候補とすることで合意が得られた。

◇その他、メンバーからの意見

・2番目以下の得票数の愛称・シンボルマークについて、会の愛称等とは別の活用方法もあるのではないか、とする意見が複数出された。

2. 使用上のルールについて

2-1. 使用規程の方向性に関する検討

一般投票の準備と並行して、愛称等の公表時に提示可能な使用規定を策定するため、使用規定の方向性について検討を行った。 (地域振興ワーキング 令和3年度1回目ワーキング)

①営利目的の使用について

「限定型」非営利に限って認める: (行政やNPOなどの団体による)広報資料、会議資料など

[開放型] 営利目的も認める: (民間企業などによる)環境配慮型農産物や観光等をはじめとする商品、サービス、事業

◇ワーキングメンバーのご意見

- *商品につけることも視野に入れて、広く使えるようにした方がよい
- *民間でも使えるようにした方がよい



開放型

②取組内容について

[限定型] 協議会に関連する取組のみ: 普及啓発用の印刷物やイベント資料、WG関連のツアーなど

「中間型」本協議会の趣旨および事業を普及・推進する取組:環境配慮型農産物や勉強会など

「開放型」本協議会の趣旨に共感する主体による取組: 自然再生に直接寄与しない商品(雑貨・食品)など

◇ワーキングメンバーのご意見

* 一見、協議会の目的とは関係なさそうに見えるものであっても、協議会の趣旨に賛同し、地域おこしに貢献するものであれば対象としてもよいのではないか



開放型

③許可・審査制度について

[限定型] 制度あり:ランク付けを行い、高付加価値化を促す 例)兵庫県豊岡市「コウノトリの舞」

[中間型] 制度なし:届け出を求めるが、自由な使用を認める 例)雲南市 コウノトリのロゴマーク、くまもん

[開放型] 制度なし:届け出も不要とする

◇ワーキングメンバーのご意見

- *審査は事務局で行うとよいのではないか
- *協議会の目的や趣旨に沿った内容であるかどうかを確認できる形の申請がよい

開放型⇔限定型 目的に応じた柔軟な形式

4その他

- ◇ワーキングメンバーのご意見
- *商品への利用も可能とするならば、このマークが何らかの認可マークやブランドロゴとは異なる性質のものであることの説明があった方がよい

協議会の取組に資するもの、 もしくは趣旨に賛同するものであれば、 広く使用できる形を想定する

2-2. 愛称・シンボルマークの使用に関する要領(案)の概要

使用規定の方向性に関する検討結果を踏まえ、「使用に関する要領(案)」の検討を行った。 (地域振興ワーキング 令和3年度2回目ワーキング)

■「斐伊川水系生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会

使用要領 構成(案)

第1条 趣旨

第2条 定義

第3条 シンボルマーク等の権利

第4条 シンボルマーク等の使用範囲

第5条 シンボルマークの使用連絡および使用申請

第6条 連絡および申請の省略

第7条 シンボルマークの使用の承認

第8条 シンボルマークへのメッセージの付記等

第9条 完成品の提出

第10条 シンボルマーク使用上の遵守事項

第11条 シンボルマーク等の使用料

第12条 シンボルマークの承認内容の変更

第13条 シンボルマークの承認内容の取消し等

第14条 損失補償等の責任

第15条 補則

様式第1号 使用承認申請書

様式第2号 使用承認通知書

様式第3号 使用不承認通知書

様式第4号 使用変更承認申請書

様式第5号 使用変更承認通知書

様式第6号 使用変更不承認通知書

様式第7号 使用承認取消書

※使用者が提出するもの

様式第1号·第4号

※事務局が発出するもの 様式第2号・第3号・第5号・第6号・第7号 愛称およびシンボルマークの使用に関する要領」

第1条(趣旨)

この要領は、「斐伊川水系生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会(愛称: 斐伊川水系 〇〇〇〇)」の取組の普及啓発および取組へ親しみを持ってもらうことを目的に作成した、愛称およびシンボルマーク(以下「シンボルマーク等」という。)を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

第2条(定義)

この要領において愛称とは「斐伊川水系 〇〇〇〇)」をいう。

2 この要領においてシンボルマークとは、別図第1および第2に示すシンボルマークをいう。

- ◆愛称は、字体、色などの指定のないテキストを指す。
- ◆シンボルマーク別図第1及び第2の具体的な想定は以下の通り。

第1 カラー版 第2 モノクロ版

※使用要領の巻末に、各デザイン画を提示予定(色番号指定)

※第10条(使用上の遵守事項)(3)~(5)において、

その他使用するデザインに関する記載あり

第4条(シンボルマーク等の使用範囲)

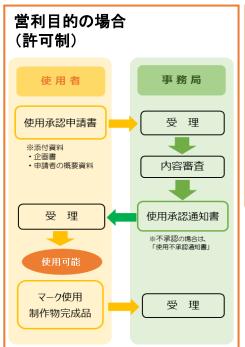
愛称を使用しようとするものは、公序良俗に反しない範囲において、 自由に使用できるものとする。

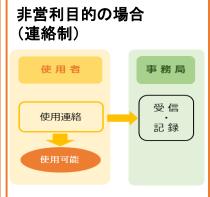
2 シンボルマークを使用しようとするものは、第5条第1項に掲げる使用連絡、あるいは第5条第2項に掲げる使用申請を行わなければならない。

愛 称

営利・非営利を問わず自由に使用可能(連絡・申請不要)

シンボルマーク





参考 国東半島宇佐地域 世界農業遺産



第8条(シンボルマークへのメッセージの付記等)

シンボルマークを非営利目的で使用する者は、その使用にあたり、協議会愛称「斐伊川水系 〇〇〇〇」の付記、または「私たちは斐伊川水系〇〇〇〇を応援しています。」旨のメッセージを付記するよう努めるものとする。

2 シンボルマークを営利目的で使用する者は、その使用にあたり、「私たちは斐伊川水系〇〇〇〇を応援しています。」旨のメッセージを付記するよう努めるものとする。なお、事務局は前条による使用の承認にあたり、メッセージの付記等の使用条件を付することができるものとする。

シンボルマークを使用するにあたって、営利・非営利を問わず、 マークにメッセージ等の付記を求めることとする



認可マークやブランドマークのように付与されたものではなく、 使用者が希望して使用していることを示すため

具体的な想定

◆営利目的の使用の場合 「メッセージの付記」

<イメージ>



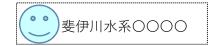


◆非営利目的の使用の場合 「メッセージの付記」あるいは「愛称の付記」

※非営利目的の場合は、認可マークやブランドマークの誤解を受けにくいと考えられるため、「愛称のみの付記」も選択肢に入れた。

<イメージ(愛称のみ)>







- ◆付記するメッセージ等は、シンボルマークに接するように配置する
- ◆字体やサイズは自由

2-3. ホームページへの記載案

「使用に関する要領(案)」と併せ、愛称・シンボルマークの使用希望者に向け、事務局ホームページの使用要領等ダウンロードページ に掲載する「使用にあたっての概要」の文案について検討を行った。(地域振興ワーキング 令和3年度2回目ワーキング)

> 「斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会」 愛称およびシンボルマークの使用について

この愛称およびシンボルマークは

- ●「斐伊川水系生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会」の取組の普及啓発を目的としてつくられたものです。
- ●当協議会による認可やブランドを証明するものではありません。
- ●当協議会の取組に資するもの、もしくは趣旨に賛同する個人、団体ならば、営利・非営利を問わず使用することができます。
- ●愛称「斐伊川水系〇〇〇〇」は、どなたでも自由に使用できます。事前連絡・申請は不要です。 「使用に関する要領」をお読みの上、ご活用ください。
- ●シンボルマークの使用を希望される場合は「使用に関する要領」をお読みの上、事務局にお申し込みください。
 - 〇環境保全のイベントや普及チラシ、SNSでの発信など、非営利活動の情報発信等に使用する場合
 - → 事務局へご連絡ください。すぐに使用できます。
 - ○商品や有料サービスの販売や販促など、営利目的の活動や行為で使用する場合
 - → 申請後、事務局の承認を受けた後に使用できます。

●使用料は無料です。

<使用連絡先/申請書提出先/問い合わせ先>

斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会 事務局 (国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所)

TEL: 0853-21-1850 FAX: 0853-21-2878(計画課) メールアドレス: izumo@cgr.mlit.go.jp

(補足)愛称・シンボルマークの商標登録に関する検討

愛称・シンボルマークの公表に先立ち、商標登録の必要性について専門家にヒアリングを行い、検討を行った。 (地域振興ワーキング 令和3年度2回目ワーキング)

■商標登録の必要性の有無に関するヒアリング結果

- 商標登録をしないデメリットは、マーク・愛称の使用の差し止めと、損害賠償 請求を受ける可能性があることの2点。
- 協議会の性質や取組を考えると、差し止め請求および損賠賠償の請求を受ける確率は低いと考えられる。
- 米・酒・お菓子・旅行商品等に関しては、シンボルマークの横に協議会の名前を併記し、商品のマークではなく協議会のマークであることを明記すれば、 類似マークと商品の組合せが他にあったとしてもその商品の提供者から訴えられることはない。



現時点では 商標登録は 不要と判断

地域振興ワーキングでの協議の結果

◆要領案については、全体として特に問題はなく、この方向性で進めることで合意が得られた。

◇その他、メンバーからの意見

- ・愛称やシンボルマークの使用を希望する一般の方が、容易にダウンロード先や連絡先に辿り着くことができるような仕組みが必要
- 営利目的使用の許可基準を設定しておく必要があるのではないか
- ・シンボルマークのダウンロードデザインの中に、あらかじめ愛称やメッセージとセットになったデザインを準備しておくと、使用者側が使いやすいのではないか